

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米琉諮問委員会  
(代表会合第43回～58回) (3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735</a>

＊目七回



(回覧番号 5325) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	総第 40738 号
和指	第 49 号	昭和 43 年 9 月 4 日 時 分 発
	大至急 至急 普通・LTF	発電係 箱垣

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和 43 年 9 月 4 日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-----------------------------	--

協議先  
4 127

在 那 覇 高 潮	臨時代理大使 あて 三木 大臣 發
電 報 在	大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名  
諮問委員会勧告  
貴電第 108 号に用し。  
「教員研修の充実と人事交流の推進」  
「後期中等教育の振興」に用いた勧告案文に  
ついては、冒頭貴信(後者について長月諮  
査官携行の差し替え文に於)の原案に下記

字 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

の通り修正を加之上、採択に差し替え  
「~~教員研修の充実と人事交流の推進~~」  
1) 第 1 項 1 行目「日本政府の協力を得て」  
を「日本政府の援助を得て」と訂正。  
2) 第 4 項「措置にとり」以下を次の如  
に訂正のと。  
「措置にとり」とともに、本件実現に用し、  
日本政府の提供される援助に...便宜  
を付するに於て、  
2) 「後期中等教育の振興」  
1) 第 2 項 (1) の一行目「教員の補充」を  
「教員等の補充」とし、第 1 行目「教  
育内容」の次に「教育方法等」を挿入す。  
(2) 第 4 項「措置にとり」以下を次の如に訂正  
~~「援助」と「協力」と訂正す。~~

GB-3

外務省

9.20.

「措置ととも、本件実現に用い、  
日本政府の提供を以て協力に...便宜と  
は...の...報告す」

GB-3

外務省

(回覧番号 5303) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	※ 総第 40792 号
平文	※ 第 50 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 43-9-25 16-37
	大至急 (至急)・普通・LTF	※ 発電係 峰

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 信房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年9月4日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-----------------------------	--

協議先

在 那 霸 高 潮 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 三木 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使  
報 在 総領事 代理 三木 大臣 発

件名  
諮詢委報告(訓練センター)

貴信第56号に用い、

「AIP航空要員訓練センターの設置」に

関する報告案文の検討に当り、諮詢委に

おたの各代表との討議内容、特に米側

代表の表明した意向を承知したる旨、  
右至急同電したる。

済

5 39

(昭和四二・七一改正)

GB-1

外務省電信案 (分類)

回覧番号 5326	機密表示 (機密・秘密未印)	符号表示 暗 略 平	総第 40982 号
平文	第 57 号	昭和 23 年 9 月 5 日	分発
大至急 至急 普通・LTF		発電係 邦	

電信課長  
代 松尾

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米化 起案 昭和23年9月5日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-----------------------------	--

協議先  
5 122

在 那 霸 高 潮 総領事	大 使 臨時代理大使 代 理	あ て 三 木 大 臣 発
電 報	大 使 臨時代理大使 代 理	あ て

件名  
諮問委(地方税制度の一体化)  
貴信第54号に用し。  
冒頭貴信の原案に下記を通り修正を  
加之の上、持戻しに差支ない。  
決了項(2)の冒頭に「琉球政府の国税  
相当税の推移を勘案し、~~...~~ 摺入す。

寫 済

(昭和四二七一改正)